

議事日程（第3号）

平成24年3月14日（水）午前10時開議

1. 出席議員は、次のとおりである。

1 番 村上源吉君	2 番 高橋道弘君	3 番 高橋真一郎君
4 番 嶋原利光君	5 番 高橋道也君	6 番 菅野清一君
7 番 菅野意美子君	8 番 菅野正彦君	9 番 黒沢敏雄君
10 番 佐藤喜三郎君	11 番 五十嵐謙吉君	12 番 高野善兵衛君
13 番 石河清君	14 番 遠藤宗弘君	15 番 齋藤博美君
16 番 新関善三君		

2. 欠席議員は、次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	古川道郎君	副 町 長	永田嗣昭君
総務課長	高橋清美君	企画財政課長	菅野浩市郎君
町民税務課長	高橋良之君	会計管理者	佐藤修一君
保健福祉課長	佐藤真寿夫君	建設水道課長	沢井一雄君
原子力災害対策課長	沢口進君	産業課長	佐藤賢助君
教育委員長	佐藤捷善君	教 育 長	神田紀君
教育次長兼こども教育課長	仲江泰宏君	生涯学習課長	松本康弘君
総務課長補佐	大内彰君		

4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 佐藤光正 書記 橋本文雄

5. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

一般質問

- 議案第 4 号 川俣町暴力団排除条例（質疑・討論・採決）
- 議案第 5 号 川俣町介護保険条例の一部を改正する条例（質疑・討論・採決）
- 議案第 6 号 災害弔慰金の支給党に関する条例の一部を改正する条例
（質疑・討論・採決）
- 議案第 7 号 川俣町福祉センター条例を廃止する条例（質疑・討論・採決）
- 議案第 8 号 町道路線の認定について（質疑・討論・採決）
- 議案第 9 号 川俣町町営住宅条例の一部を改正する条例（質疑・討論・採決）

- 議案第 10 号 川俣町町営住宅管理条例の一部を改正する条例（質疑・討論・採決）
- 議案第 11 号 平成 23 年度川俣町一般会計補正予算（第 9 号）（質疑・討論・採決）
- 議案第 12 号 平成 23 年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
（質疑・討論・採決）
- 議案第 13 号 平成 23 年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
（質疑・討論・採決）
- 議案第 14 号 平成 23 年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
（質疑・討論・採決）
- 議案第 15 号 平成 23 年度川俣町水道事業会計補正予算（第 4 号）
（質疑・討論・採決）

◎開議の宣告

○議長（新関善三君） おはようございます。ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、議長において7番議員 菅野意美子君、8番議員 菅野正彦君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 日程第2，これより12日に引き続き、一般質問を行います。一般質問は、一問一答方式により行い、議員の発言は答弁を含めて60分以内といたします。なお、質問及び答弁は、簡潔かつ要領よく発言するようお願いいたします。

通告順に質問を許します。5番議員 高橋道也君の登壇を求めます。高橋道也君。

○5番（高橋道也君） おはようございます。5番 高橋道也です。私は、大きく2点、細部4点について、町当局のお考えをお伺いします。

まず、1点目の放射能被害から子どもたちを守る施策についてであります。昨年、3月11日に起きた東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故により、町内一円に降り注いだ放射能の被害で、町民は不安と恐怖を抱きながらの1年ではなかったかと思います。特に子どもさんをお持ちの保護者や妊婦さんのいる家庭の心配は大きなものと思うことから、次の質問をします。

これから何十年も続く放射能の被害から子どもたちを守るために、町は何を考えているのか。特に放射能被害から子どもたちを守るローテーション保養に早急に取り組むべきと考えるかどうか。

大きく2点目の質問に移ります。化石燃料や原子力発電からの脱却を大きな柱として、町の政策を進める考えは。(1)、太陽光や風力及び小規模水力発電などに対する助成金を大幅に拡大する考えはないか。

(2)、脱原発を掲げ、メガソーラー発電を積極的に誘致する考えはないか。

以上です。

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 皆さんおはようございます。また、一般質問です。よろしくお願いいたします。

5番 高橋道也議員のご質問に答弁いたします。

はじめに、第1点目の放射能被害から子どもたちを守る施策についての(1)、これから何十年も続く放射能被害から子ども達を守るために、町は何を考えているのかについてのご質問でございますが、基本的には、全県民を対象に今後30年間継続して実施をする県民健康管理調査による健康診査を基本に、子どもたちの健康を守ってまいりたいと考えております。16歳未満の子どもの健康診査は、県の指定を受けた小児科医において、今年度は1月から3月までの期間で実施しておりますが、平成24年度以降

についても、毎年実施することになっております。また、甲状腺検査についても先行検査として、昨年の10月から11月に町内の18歳以下の子どもたちを対象として検査が実施されましたが、平成26年3月までに県内の対象者全員の検査を終了させ、その後、20歳までには2年ごとに、それ以降は5年ごとに継続して検査を受けることとなっております。また、内部被ばく検査については、放射能の影響を受けやすいとされる年少者を優先し、幼稚園児から中学生までは、昨年の7月から今年の3月までに全員が1回目の検査を受診していただく計画で実施しているところでございます。検査の結果といたしまして、現在までに預託実効線量が1ミリシーベルトを超えた方はおりません。今後は、まだ一度も検査を受けていない高校生の年代の検査を4月3日から6日までに実施するとともに、全町民の検査終了後、2回目の検査の実施に取り組んでまいりたいと考えております。このような健康管理によりまして、子どもたちの体の異変を見逃がすことがないよう、子どもたちの健康状態をしっかりと調査し、見守ってまいる考えでありますので、ご理解をお願いします。

次に、(2)の放射能被害から子どもたちを守るローテーション保養に早急に取りくむべきと考えるがどうかについてのご質問でございますが、先ほど答弁いたしました子どもたちの健康診査による現状把握と併せながら、議員のお質しのローテーション保養により一時的に放射線量が高い地域を離れ、放射線量が低い安心できる場所で一定期間保養することは、累積被ばく線量の低減化を図る目的にとどまらず、屋外で自由奔放に生活できる環境に接することで、子ども達の精神的、肉体的な健康維持、促進に効果があるものと考えます。町では、来年度も今年度に引き続き「かわまたこどもハッピー・スクール事業」を町内の幼稚園児、小学生を対象に実施をいたします。現在、予定しておりますハッピー・スクール事業は短期間での活動でありますので、ご質問にあります一定の期間に及ぶ保養を目的としておりますローテーション保養に当てはまらない部分もあると存じますが、当該事業の内容を工夫するとともに、ローテーション保養の効果等も研究しながら、その実施につきまして、今後、十分な検討を重ねてまいりたいと考えております。

次に、第2点目の化石燃料や原子力発電からの脱却を大きな柱として町政を進める考えは(1)、太陽光や風力及び小規模水力発電などに対する補助金を大幅に拡大する考えはないのかについてのご質問でございますが、太陽光、風力、小規模水力発電等の再生可能エネルギーは、自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギーであり、有限でいずれ枯渇する化石燃料とは異なり、自然の活動によってエネルギー源が絶えず再生、供給され、地球環境への負荷が少ないことが特徴であります。また、温室効果ガスを排出することなくエネルギーを得られるため、地球温暖化の対策の1つとしても重要視されております。しかしながら、小型風力発電につきましては、昼夜を問わず発電が可能であることや経年劣化が比較的少ないなどの利点がある反面、騒音や安定しない風量に依存するため、発電量が不安定である点が欠点であります。また、小規模水力発電につきましても、天候などによる発電量が少ないなどの利点がある反面、設置場所が限定されることや水路のゴミ等の除去を定期的に行

う必要があるなどの欠点があり、個人が設置する設備補助には、検討しなければならない点が多々必要になるものと考えております。このようなことから、町といたしましては、住民に最も身近で設置が容易であり、導入促進効果が期待できます住宅用太陽光発電につきまして、平成21年度から太陽光発電システム設置整備事業を継続してきたところでございます。今後につきましても国及び県の支援を併用しながら、本補助事業を継続し、再生可能エネルギーの普及に努めてまいりたいと考えております。

次に、(2)、脱原発を掲げ、メガソーラー発電を積極的に誘致する考えはないのかについてのご質問でございますが、脱原発の考えにつきましては、第一次の川俣町復興計画の中において、原発事故により被害を受けた地域として、脱原発という考え方を掲げ、環境との共生と経済的な活力が両立する再生可能エネルギー導入の推進を図ることとしております。議員お質しの1,000キロワットを超える大規模な太陽光発電施設であるメガソーラーにつきましては、発電時に排気ガス、騒音、振動等が発生しないことや設置場所の制約条件が少ないことなどの利点がある反面、他の発電方式と比較して発電コストが高く、昼間でも天候条件により発電が大きく変動するなど、発電効率性が良くない欠点も指摘されております。このようなことから、現在、他の再生可能エネルギーであります木質バイオマス、風力、小水力発電等を含め、再生可能エネルギー導入の可能性につきまして、予備的な調査、検討を行っているところであります。今後は、民間事業者、国、県等の関係機関と連携しながら、事業化の可能性等について、更に調査、検討してまいりたいと考えております。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） まず、はじめに、第1点目の質問から再質問させていただきます。

町に議会に示されたここに、川俣町の放射性物質除染計画工程表のロードマップとというのがあります。これですと24年度は、東福沢、西福沢、小島、飯坂、大綱木、小綱木という地区をやると。あと25年度に川俣、鶴沢、小神、羽田、秋山の地区をやるという計画になっているんですけども、前回の私の質問でも強く要望していたことがあります。それは何かと言いますと、子どもさんをお持ちの家庭、それから、妊婦さんのいる家庭、これを最初に手がけるべきだということを言っていましたし、だから、その24年度でやる地区にしましても、その子どもさんや妊婦さんのいる家庭を優先的にやると。あとこの25年度にやる地区に関しましても、24年度にやはり子どもさんとか妊婦さんのいる家庭は、早急にやっぱり不安解消のためにも優先的にやるべきだと思うんですけども、議会にはそのことは一切ふれていないんですけども、その辺はどうなっているんでしょうか。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

町で今、除染の計画を持っているロードマップの中身でございますが、24年度、25年度ということで、一応2か年度で実施をするというような方向で、今、考えております。あとご指摘いただいた子ども、妊婦さん方の対応でありますけれども、特

に24、25ということで分けてありますが、全町的に24年度でモニタリング調査をします。これは、住宅という形になりますけれども、これについてはおおむね5メートルメッシュで今、考えております。その測定調査に基づいて、特に25年度やるものについては、線量の高い等々があるかと思えます。それについては、重点的に行ってまいるといようなことの中身で、今、考えてございます。全般的に25年度も予定されている中で、家屋の除染をしてはどうかというご提案でありますけれども、そういう部分についても、モニタリング調査等々をよく確認をして、線量の高いところはもちろんでありますけれども、そういう部分についても、今、ご指摘いただいた中身について、よく検討をしてまいりたいと考えております。

以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） 今の答えはですね、ちょっとあんまり全然なんかこうはつきりしないんですけども、ということは、全地区に関してね子どもさんと妊婦さんのいる家庭は、除染を考えているということですのでよろしいんですか。もう1回お願いします。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

全地区子どもさんいらっしゃる方、また、妊婦さんいらっしゃる方やるのかということですが、今のところは24年、25年の事業の計画で、まず、進めたいと考えております。その中で25年度実施する部分に関しましては、特にモニタリング調査を行ったうえで、線量の高い部分については行くと。あと25年度全体的な部分については、25年度のロードマップで実施をさせていただきたいと考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（新関善三君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） 今の答弁ですと、川俣、鶴沢、小神、福田の各地区に関しましては、放射線量を測ったところで高いところから進めると。どうしてもやらなくちゃいけないくらいの高いところから進めるといことなんですけども、実際、今、国会で毎日のようにあの議論になっています。がれき処理の問題ですね。あれは宮城県、岩手県のがれきの問題なんです、あれ。それで、放射能があるから拒否、反対する人が多い。あれですね、今、東京都でがれき処理やっていますけど、ほとんど周りの線量と変わらないわけですよ。それでも、そういう心配する人が全国にいるということなんです。それで、そういうことは、この町は実際言って普通今まで原発事故がなければ0.02とか0.03とかいう数字が本当の数字なはずなんですよね。それが、今、私の庭先で測っても0.5はあります。ということは、もう自然界にある放射線量よりも20倍、30倍、下手すると50倍の放射線量が川俣町にはあるわけですよ。それで結局大人40歳以上の人は、まあこれはしょうがないでしょう。ただ、子どもさん、妊婦さん、その小さい子どもさんとか妊婦さんを抱えた家庭の心配というのは、ここ1年の間にずっとストレスとしてたまってきているはずなんです。だから、やっぱりこれは優先的にこの25年度でやる子どもさんと妊婦さんのいる家庭は、24

年度でやるというふうな格好でないと、1年間ほったらかしということですよ。そんなことじゃあなた方が、これから町を担っていく子どもさんたちをどのように考えているかですよ。私ねここに22年度と23年度の出生数のデータを持っています。22年度は105人でした。年度でないですね、22年1月から12月まで105人生まれています。23年、62人ですよ。極端に40%ぐらい減っているんですよ。これなぜこんなに減っているんですか。今まで多少のあれはありますけど、18年からやっぱり100人を行ったり来たりしているわけですよ。それで20年が85人で、一番今まででは少なかったんです。それが、21年には96人になって、22年には105人になっているんですこれ。徐々に増えつつあったんですよ。それが、私は、これはもう原発の事故の影響だと思うんです、62人になったのは。これだけ減っているわけです。川俣町全体で62人しか生まれていないんですよ。みんなほかに産んでいるんだと思うんですよ、もう避難しちゃって妊婦さんが。こういう状況から見たって、これから次代を担う子どもさんたちをもっともっと大事にして政策をぶっていかなかったら、今、やっぱり町民の人たちから言われている町は何をやっているんだ、議会は何をやっているんだという話になっちゃうんですよ。やっぱり具体的に政策をぶっていくべきだと。だから、やはりこれは町長ね、これは本当に24年で子どもさんたち、妊婦さんのいる家庭はやると。町長が一言言えればいいんですから、町長そう言ってください。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 高橋道也議員の質問に答弁をいたします。

今、お質しの次代を担う子どもたちをしっかりと守り育てていくのは、町のこれはいちばん大事な責任であります。その環境を作っていくことも、また、そのために必要なことだと思っております。今、ご質問にありました除染の関係でありますけれども、先ほど課長が答弁しておりますけれども、モニタリング再度実施前にやるわけがあります。そういった中で線量の高い、低線量でありますけれども、その中でも高いところ、また、川の上流部というようなことで、8月時点での検査の結果で、モニタリングの結果で今回の除染の優先と言いますか、改めてきたわけではありますが、昨年の通学路の除染の反省も踏まえて、川の上流部、そしてまた高いところからやるべきだということを言われてきましたので、下のほうをやったって、上のほうをやらなければだめだというようなことの意見等がたくさん出されたわけありますので、そういったところからやってこようというような考えでのロードマップを作ったこと、これはご理解いただきたいと思います。また、もう1点、しかし、そう言うものの、今言われるように、妊婦や子どものいるところを優先するべきではないかと、そういった意見も私もそれは理解をできるところでございまして、今、この流れですね、除染の。そういった中であって、この検討課題として一番重要なことだと思いましたがところでございしますので、そういったものも踏まえながら、24年、25年の除染の進め方について、ロードマップの中に今お質しの妊婦と子どものところはどうなっているんだということも再度調査してですね、その除染の作業の流れの中から、そういつ

たものを優先的にやっていくことについても検討していくことも必要だと思いますので、その点時間をもう少しいただきたいと思います。なお、やることを前提にしながら、検討をさせていただきたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（新関善三君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） いまいちなんか今、やると言ったような言わないようなちょっと理解できないんですけども、今のをよく判断をしまして、私はやると言ったということで判断しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでですね、いや本当に先ほど申した22年と23年の出生数ですね。これ私本当に心配しているんです。これは23年の出生数というのは、途中経過だと思うんですよ。ということは、今年が本当に放射線に対する心配のデータが出てくると思ってしますので、今年、私はこれよりも減ると思っています、実際いうと。そうすると、50人くらいになっちゃうんですよ。実際この月別のデータも持っているんですけども、去年の4月、一昨年4月と去年の4月ですね。一昨年は12人いたんです、出生数。今年4人です。あっ去年か。一昨年の次ね。去年が4人です。それで5月も、これも一昨年は12人いました。ところが今年は2人です。6月、9人の2人、これどう見たって、もう3月の原子力発電所の爆発の影響が、ここにもろに出ているということだと思うんですよ。ということは、まああとは徐々にと言っても1桁台、ずっと1桁です。7月が5人、8月が6人、9月が4人、5人、8人、5人ということで減っているわけですよ。だから、何かやっぱりこういう出生数とか何とかとなると、やっぱり妊婦さん、親御さん、この方たちが心配して町外、県外に出ていくわけですから、町として、やっぱり川俣町は何をするんだと。そういう人たちに対して、どういう援助の手を差し伸べるんだと。これが目に見えた形で現れなかったら、みんな外に行っちゃいますよ。だから、私は町のやっているかどうかは分からないんですけども、保育園、幼稚園、小学校、中学校、親御さんたちのアンケートを採る。今、原子力発電の放射能の問題で、何が心配なのか、そういうアンケートを採って、何も今、本当に実際に今、学校に通わせている親御さんたちが心配しているのかということ把握する。そういうことはやっていますか。

○議長（新関善三君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。

本町におきまして、去る3月11日に発生いたしました議員ご指摘の大震災並びに原子力発電所事故による放射能の汚染の問題につきましては、教育委員会といたしまして深刻に受け止め、子どもの命と生命の保全、それに向けて1年間努力をしてまいりました。当然のことながら、子どもたちが今、どんな点に不安をいっているのか、これは学校に調査をいたしました。第1位が、将来、がんになるのではないかと不安が一番多かったデータでございます。2番目には、父や母よりも長生きできないのではないのか。これが2番目の不安でございます。保護者に対しましては、アンケート等は採っておりませんが、この子どもたちの不安にどう応えていかなければならないかということについては、各小中学校の校長、それから幼稚園の園長を集めまし

て鋭意協議をいたし、放射能教育について、昨年の１２月から計画を立て、全校で授業を今、継続しているところでございます。以上で答弁とさせていただきます。

○議長（新関善三君） 高橋道也君。

○５番（高橋道也君） 小学校の子どもさんに対しては、ある程度実施をしたということなんですけれども、やはり親御さんの方にもそのアンケートは学校を通じて早急にやるべきでないかと思います。だから、それは実施していただきたいと思います。

それでですねローテーション保養の方に行きますけども、町長の方も、それは十二分に効能というか効果のほどは分かっているということなんですけども、ただ、これは分かっているけども、検討中、やるかやらないか分からない。ただ、もう放射能が降ってから１年はもう過ぎている。今まで１年間、検討してきている。議会でも意見書ですか、町長あてにローテーション保養の実施の意見書を出している。そんな中で考えている。考えている時期は終わったんだと思うんですもう。そこから行動あるのみですよ。やっぱり目に見えた形で行動をしていく。皆さんに安心してもらう。ストレスの解消をしてもらう。それをやっぱり実践するべき、今までが検討する時期、これからは実践するべき。実際言って、ハッピースクールあれもですね、やっているのは、分かっています私も。それで、日帰りですか、１日だけのハッピースクールなんですけど、多くの学者さんとかに話、いろんな場面で、テレビとかで聞きますと、１日ではやっぱり効果が薄い。やっぱりできれば年間で１０日から３０日、そこまではない場合にはやはり３日、４日、５日と、そのぐらいがやっぱりやらないと、ここでリセットができないんだと。身体の放射線をそこでリセットをするということで、やっぱりこれは進めるべきだと。今まで川俣町は私から見ると、いつも他町村の３番手、４番手を走ってきているようにしか見えません。だから、こういうことを皆さんが子どもさんの親御さん、おじいちゃん、おばあちゃん、そういう人たちがやっぱり安心して川俣町はやっているなというように目に見えた形で表すためには、やはりどこでもやっかないこういうものを川俣町が率先してやっていくと。あっ川俣町はやったんだということになれば、他町村にも広がっていく。そういうことを川俣町はやってもらいたいと思っているんです。実際言って、子どもさんを持っている本当に今、テレビでよくやっているのは、がれきの問題と自主避難していった人たちの話なんですよね。自主避難してきた人たちも、やはり苦悩している。我々は原発爆発して逃げてきたんだと、残っている人たちには思われているんじゃないか。ただ、それでもやっぱり放射能は怖いということで逃げているわけですから、その辺はやっぱり子どもさんを思うんだったら、ローテーション保養をやっぱり町として、来年度から進めたいと思います。

それで保健福祉課のほうになるんだと思うんですけれども、今年の１０月から県の方で１８歳以下の医療費を見ると言うことになっていきますけれども、それによって川俣町は中学生以下のお子さんの無料化をやっていますから、その辺のところであくぐらひの財政的にお金が浮くと言ったんではちょっとあれかもしれないですけど、浮くのか試算はしているのでしょうか。

○議長（新関善三君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

現段階ではまだ試算はしておりませんが、23年度の予算計上によりますと、中学生の3学年の医療費の社会保険の費用負担分の医療費助成の予算計上額が700万円ほどでございますので、それと合わせましても3学年で1,000万円ぐらいの効果になるのではないかなというふうに試算、概算でありますけれども、社保が3学年で700万円、まあ高校生の年代ですので、それよりは医者にかかる方が少なくなるかなというようにことも勘案する必要がありますけれども、おおむね1,000万円程度でないかと試算されます。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） いや、今の答弁は中学生の分ですか。それじゃなくて、だって高校生は医療費払っているわけでしょ、今も。町で財政負担していないでしょう。だから、幼児から中学生まで医療費負担している分がいくら浮くんですかと聞いているわけです。

○議長（新関善三君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 後で試算をして答弁をしたいと思います。ご理解をいただきたいと思います。

○議長（新関善三君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） 予算書を見れば大体出てくるのではないかしらと思うし、あとそこからいくら持ち出し分があるんだとかなんだとかという話があるのであれば、何割とかというのを引けば、私の頭で大ざっぱな計算はできると思うんですけども、私は実際言って、やっぱり県で負担してくれるわけですから、町で今まで持ち出していたものを。だから、そこからそのローテーション保養に今まで負担していたものが負担しなくて済むわけですから。だから、そこからローテーション保養のほうに回す。そうすれば、一般会計からの持ち出しを新たにする必要はないと思うんですよ。だから、それを言いたかったから数字をある程度聞いたかったわけなんですけども、まあ前もって聞いておけば良かったのかなと思いますけど、やっぱりどうにかして子どもさんを本当に私これだけは心配なんですよ、本当に。低線量被ばくの影響というのはどれだけあるか。どの学者も分からないんですよ、これ。それで、さっきも言ってましたけど、この除染の計画の中でね、高いほうからやる。山の上のほうからやる。じゃ川俣町は、ほかの本当に全然放射能が降っていない地区から見たら、相当高いわけですよ。ですから、もう子どもさんとか妊婦さんのいる家庭については、もう一番先にやるんだと。それで、山の上からやってきたらちょっと高くなったと。もう1回やればいいんじゃないですか。それだけ子どもさんとか妊婦さんとか、町にとっては大事な宝なんです。それをやってもらいたいと思います。だから、ローテーション保養にしたって、この子どもさんたちが、あと親御さんたちが安心できるわけですから、これによってリセットできるわけですから。それを何とかして工面しても何しても、このローテーション保養などというのは、原発災害でやるわけですから、すべて東電

に請求すれば良いんですよ、これを。5,400万円、まあ一般会計の予算書では5,400万円あるんですけど、これあればたぶん子どもさん全部4泊5日くらいのローテーション保養はできるのでないかと思うんですけど、じゃお聞きしますが、一般補正予算から一部にはちょっと私耳に挟んだのは、全額補助するものではない。町の持ち出しもいくらかあるんだというような話をちらっと聞いたんですけど、その辺はどうなんですか。町の持ち出し分が全額県で負担するのかということ。

○議長（新関善三君） 答弁、保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

県で今年の10月から医療費の助成を考えているのは、小学4年生から高校生の年代18歳までということで、小学校3年生までにつきましては、県内の市町村で負担しなくてはならないことになっておりまして、23年度の予算ベースで申し上げますと、今申し上げましたとおり国保で1,200万円、社保で4,173万5,000円の5,373万5,000円町としては予算計上しておりますけれども、乳幼児につきましては、これまで同様町の負担が発生しますし、児童分につきましても、6学年のうちの半額は町の負担ということになりますので、その辺の精査しないとどのぐらい財源が浮くかということ判断できませんので、ご理解をいただきたいと思います。

以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） 中学生、まあ小学校の4年生からと言うと、中学生で1,000万円ですから、3学年ですから大体倍だということで、2,000万円は浮くという計算になりますよね、大体大ざっぱな計算で。まあ最低でもね。だから町長、そういうふうには浮くのは分かっているわけですよ、もう。間違いなく財源があるわけですから。健康に対して、子どもさんの今まで町が一生懸命ほかに先駆けて中学生医療費を無料にするとかやってきた中から浮くわけですよ、これ。そしたら、これをローテーション保養に回すというようなことはできませんか。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 今いろいろと総合的な中での質問を高橋道也議員からいただいたわけでありましたが、そういう方法も含めながら回す予算のやりくりということもございますけれども、基本的にそのローテーション保養の効果ですね。先程来、質問の中で議員がお質しの件でありますけれども、そういったことも踏まえながら先ほど答弁しておりますけれども、今、町でハッピースクール事業やっております。それらについての効果と言いますか、教育委員会のほうからも報告受けているわけでありまして、その辺も含め、また、今お質しのいわゆる時間がもっと取ったほうが良いんだというようなことの話もありますので、その効用、効果等も研究しながら十分な検討を重ねてまいりたいという答弁をしたところでございます。今、お質しの中で何度となく出されております10日～30日、あるいはまた3日でも4日でもというようなことでございます。その辺も含めて、教育委員会のほうでも考えていくというようなことで今、おりますので、我々もそういったことを含めて、町といたしまして、子ど

もの対応をしっかりやっていくという意味の中で位置づけをして、このローテーション保養についても議会からの要望等も出されておりますので、そういったことを十分に踏まえながら検討していきたいと思っておりますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

○議長（新関善三君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） 教育委員会に振られましても、予算もないのに教育委員会で何も引き受けられないということになるんだと思うんですけども、やはり私はこれだけは本当に今の除染計画と言っても、そんなにこれ150億円の予算で川俣町の業者に全部合わせたって50億円もやっていない業者しかいないわけですから、その中で150億円の除染計画の予算でしょ、1年間で。これどのようにこなしているのか、これも心配なんです。そしたら、遅れる一方なんですよ、除染することが。じゃできるというならできるで良いんですけども、私はこれはもうちょっと厳しいかなと。やっぱり冬の間3か月はできないということを考えて、あと4月から集まったら、最初に線量を測ったり何だりしている間5月くらいまで過ぎちゃいますよ。そしたら、本当に本格的に除染に入るのは6月からですよ。そしたら、2か月引いて、3か月引いたらあと7か月しか残っていないのね。大体計算できると思うんですけど、その7か月の中で150億円こなすのですかということをお願いんですけど、だから、この計画には無理があると思ってます。だから、こういう計画をするにしても、本当にできるのか、できないのか、その辺のところをきちっと精査して、ただ大ざっぱにこうやってこうやれば数字として消化できるというのでなくて、そういうことをきちっとやった挙げ句にやっぱりその一方で子どもたちを守るにはどうするのか、健康調査では守れないんですよ。健康調査は受け身です。やっぱり受け身の調査で放射線なくなるんですか。体内被ばく、いくら調査したって無くならないですよ。やっぱりこれを浄化する、それを考えていかなくちゃいけないんだと思うんです。どうしても一時的でも良い、そこに1回リセットして、そこからまた、そして、来年除染できなかったら、また、来年もやる。それで子どもさんが住める状態になったら、ローテーション保養はやめれば良いわけですよ。もう自身を持って子どもさんを育てられる環境になりました。だから、ローテーション保養はやめます。そこまでやっぱり町の計画で行ったら2年でなるわけでしょ。2年間ですよ、たった。この除染計画で行ったら、来年と再来年やれば、あとは手を振って町で住んでもらって結構だという状態になるわけでしょ、これ除染やるなら。何のために除染をやるんだかということになっちゃうわけですよ、そういうふうにならなければ。だからね町長、やっぱりもっと踏み込んだ答えがほしいんです。町民はそれを求めているんです。ね、町長。2,000万円浮くんだから、これを回せばできます、本当に。あと町にだって9億円も財調あるんですから。そんなの1億5,000万円くらい残して、あと全部使ってしまえばいいんです。それで、あとは放射線に関してのかかった金は、東電に全部請求すればいいんですよ。どんどんやれば良いんですよ。だから、東電と国との、町は、東電と国との戦いをやっているということを認識しないとだめなんですよ、我々は。やっぱりこれが私

が一番大事なので、時間もないですけども、もう1回町長、明確にやると言ってください。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 高橋道也議員の本当に子どもを思う熱い思いを聞かせていただきました。私も同じそれは思いであります。予算のほうのですね、やっていくことで考えておりますので、どうぞご理解いただきたいと思います。その方法、そんなことについては、これは当然教育委員会の方とも十分に協議をしながら、子どもたちの教育、健康、そういったものを知・徳・体、この厳しい環境の中でも、それをしっかりと伸ばしていける環境を作っていくための事業として取り組む考えでいきたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（新関善三君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） 町長ありがとうございます。やるという答えに私は受け止めます。

それで時間が少なくなってきたんですけども、これもまあ化石燃料、政府で推奨していて、原発の化石燃料はエコに悪い、CO₂排出に悪いということで、政府は原発に移行したわけですね。それが、福島原発の事故で原発もだめになった。結局じゃ何に頼ることになるんだということになっていけば、どうしたって原発、化石燃料の電力の供給からやっぱりドイツみたいに自然を生かしたエネルギーに転換せざるを得ないのがやっぱり今の日本の現状でないかと思うんですよ。そしたら、やはり私も町長が言うように、今現在、本当に現実味を帯びて簡単にすぐにはできるのは住宅用太陽光発電だと思うんです。ただ、いかんせん、これに対して、町が取り組んでいるのはキロワット当たり3万円、それで上限が10万円でしたか。3.5キロくらいの住宅用の太陽光発電を見越して10万円くらいだと思うんですけど。やっぱりねこれですね、やっぱり町を挙げて原発事故の被害、町は受けているんだとなれば、やっぱりうちの町が率先して自然エネルギー、それをいかした自然エネルギー、それを活かした町に転換していくんだということをやるべきだと思うんです。だから、住宅用太陽光発電のキロワット当たり10万円とか、3.5キロに対して50万円とか補助するよと、みんななにしろかけてけると、やってけると、そういうことを町がやることによって日本中にアピールすることができるんですよ。川俣町はすごいなと。こういうことをやっているんだなと。川俣町に住んでみるかと、原発でおっかないかもしれないけれども、除染も一生懸命やったし、子どもたちにもいろいろとやってくれてるということで、太陽光にもこれだけの補助がある。そういうことをやっぱりやるのが、今の時期、この災難を好機に代える。それをやっていただきたいと思いますけども、町長は先ほどは難しい。3万円の助成はやっていると言いましたけども、この助成金をもっと増やして、企業も喜ぶ、家庭も喜ぶ、そういう施策をやる気はないかどうか。

○議長（新関善三君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えいたします。

町としてもっと助成を増やしてはどうかということでございますけれども、町では平成21年から、これは国、県、町ということで、その3者の補助でそれぞれ設置者

の方が申請をされて対応されていますけども、国のほうでも県のほうでも、今回はこれまで以上に予算を確保されていることは聞いておりますけども、また、詳しい中身については町のほうにまだ示されておられませんので、そういった例えば補助要綱が具体的になった段階も、制定された段階についても考えながら、町としても考えていきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） 財政課長が答えられる答弁を私求めたつもりはないんですけども、やるかやらないかですけど、これは町長が判断する話だと思うんですけども、実際言ってる町に第5次振興計画というのが22年の9月に作った計画です。

○議会事務局長（佐藤光正君） 残り5分です。

○5番（高橋道也君） これ22年の9月に作っているんですよ、これ。これもうまるっきり私は見直すべきだと思っているんです。震災があった。これによって町はもう全然この計画には当てはまらない町になったんでないかと。だから、やっぱり改訂版とか見直しを図るべきだと。これね12年の計画ですからね、町の。町の行く道を決める。そうしたら半年も過ぎないうちに9月にやって半年後に震災があって、町はもうがたがたになってしまった。じゃこれから町をどうしていくんだということは、やはりこれを変えないことには、進む道が今までどおりの原発事故のない平和な町の姿を基本としてやっていくことになっちゃうんじゃないか。だから、これはやっぱり原発事故を機会に、これはやっぱり原発事故のあったときからの計画に変えるべきだと思うんですけども、町長はどんな考えでしょうか。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 高橋道也議員の質問に答弁をいたします。

今、お質しの町の町勢振興計画であります。23年度から実施に入るというときに原発事故が発生してしましまして、復興計画も作り上げたところでございますけれども、お質しのそのまま進む状況にはないものと私も思っております。そういった意味では、その見直しも含めてこの事業推進方については、検討を十分に加えて早急に取り組んでいかなくちゃならないと思っておりますので、今の質問にありますように、振興計画についても内容の再検討をして、精査をしていきたいと考えております。ご理解いただきたいと思います。

○議長（新関善三君） 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） 町長から明快な返答を2ついただきましたので、それを早急に実施していただくこと。あとは、町の今の現状にあたって、町長はやはりもっともっとリーダーシップをとっておれについてこいと、みんなのことはおれに任せろというくらいのリーダーシップをとって町政をやっていただきたいと思います。これで質問を終わります。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） ここで休憩いたします。再開は午前11時15分といたします。

（午前10時59分）

◇
○議長（新関善三君） 再開いたします。

◇
(午前 11 時 15 分)

◇
○議長（新関善三君） 次に、9 番議員 黒沢敏雄君の登壇を求めます。黒沢敏雄君。

○9 番（黒沢敏雄君） 9 番 黒沢敏雄であります。昨年の大震災、そして、原発事故から 1 年を迎えました。亡くなられた皆さんには冥福をお祈りします。

我が町も山木屋をはじめ、全町民が被害者となり、この苦悩は図りしれません。私の住む行政区においても、山形に親子で避難し、転校した人もおります。先ほど質問の中に同僚議員から出ましたが、私の住む秋山には出生児は 0 であります。住民は今、何をして良いのか、迷っているのが現状であります。その中にあって、私どもの農家の作っている農作物の値段は下がっております。これから進む道は、どれを取っても大変なものがあります。しかし、休むわけにはいきません。一つひとつ試しながら進むほかないわけであります。我が町もしっかり前を見つめ、町民のための政治を進めなければなりません。一部ではありますが、そこで次のことをお尋ねいたします。

1 つ目は、固定資産税を免ずるべきではないかということであります。その中で原発災害時の森林への対応と建物への対応であります。原発の災害で立木は木質部まで入り込み、下の木の葉を除いても、放射能の線量が下がらない。NHK の報道でありました。とすれば、土を除かなければ、線量は下がらないということになります。そういうことになれば、山の価値というものは 0 に等しくなります。また、土地、建物においても同様だと思いますので、税の徴収はすべきでないと思うところであります。当局の考えはいかに。

2 つ目は、水田の作付けについてであります。私は地産地消農家ですが、町の考えと同じくして作付けを予定していますが、全量供出、すなわち政府に売り渡したいと、今は考えております。この中で考えられるのが、地区別に、あるいは品種ごとに、又は土壌の種類ごとに、データを得るための試験田を指定して進めるべきと思うがどうか。

3 つ目は、役場庁舎の件であります。町民への不便をどう考えるか、職員の勤務をどう考えるか、建設場所はどこかというようなことでございまして、庁舎建設は内部の人たちだけでなく、外部の町民の考え、有識者の皆さんを交えた早急に会を作り考えるべきだと思いますので、次のことを伺います。本来、文化施設の公民館を役場で支配し、活動もできる議会さえ流浪の民のようになっており、町民の不便は、自分の行く部署がある場所さえ分からないとの声もあり、どのように考えておられますか。職員の勤務にしても、ぎゅうぎゅう詰めで、電話さえも聞き取れないような状況であると思うが、どのように考えておられるのか。建設場所は、どこを考えているのか。

以上、質問といたします。

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 9 番 黒沢敏雄議員の質問に答弁いたします。

はじめに、第 1 点目、固定資産税は免じるべきと思うが、原発災害での森林と土地

建物への対応はについてのご質問でございますが、東京電力福島第一原子力発電所の事故によってまき散らされた放射性物質により、森林や森林以外の土地、建物について、その価値が失ってしまった状況にあつて、固定資産税はどのように賦課されるのか、あるいは、その価値が無くなった以上、資産税は全額減免されるべきではないかとのご質問であると存じます。本来、固定資産税につきましては、土地、家屋及び償却資産、いわゆる課税客体の資産価値に着目して課税されるものであり、一般的に固定資産の減価は、利用阻害の程度と市場性の減退の程度の２点で判断すべきものとされております。町といたしましては、この原則や総務省で示しました東日本大震災や原子力災害の被害を受けた固定資産の評価の考え方に沿って、土地につきましては、総務省の示した震災残価率を加味した評価額を算出し、家屋につきましては、同じく総務省が示した原子力災害の放射線量による損耗残価率を加味した評価額を算出したところではありますが、その結果、土地、建物ともに評価額がゼロまでにはなっておりません。したがって、議員のご質問の趣旨であります固定資産税全額の減免には至っておりませんが、制度の趣旨等を踏まえ、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。なお、昨年１２月の定例議会におきまして、東日本大震災等の影響を反映した評価額を審議する県固定資産評価審議会は、本年２月ごろに開催されると申し上げましたが、この審議会は、３月２２日に開催予定であるとのことであり、この審議会を経て、土地の評価額が確定する運びとなっております。また、計画的避難区域である山木屋地区の固定資産に対する固定資産税のうち、土地及び家屋分につきましては、昨年１２月７日、可決成立いたしました地方税法の改正により、平成２４年度分は、２３年度に引き続き課税を免除する扱いが可能となったところでございます。

次に、第２点目の水田作付けについて、データ等を得るため、試験田を指定して進めるべきと考えるがについてのご質問でございますが、放射性セシウムが含む米が生産された要因につきましては、土壌中の放射性セシウム濃度、土壌の土質などの物理性、土壌中のカリウム濃度などの化学性、水田の状況、栽培管理の方法、周辺環境や用水などのさまざまな要因が考えられるとされており、稲の生産条件の調査は非常に大切であると考えております。議員お質しの試験田ではありますが、平成２４年度におきましては、計画的避難区域の山木屋地区を除く全地区において、土壌のセシウム濃度の調査と土の養分検査をする考えであります。これらの検査に加え、稲の生産状況の調査と平成２４年産米の検査結果を照らしあわせることにより、さまざまな条件下での検査資料が得られると考えており、すべての水田の状況を把握してまいりたいと考えております。これら以外にも有効な調査が生じた場合には、積極的に対応してまいりたいと考えております。

次に、第３点目の役場庁舎建設が進まなければ、仮庁舎をの(1)、町民への不便をどう考えるかについてのご質問でございますが、議員ご承知のとおり、本庁舎は東日本大震災により大きな被害を受け、本庁舎で業務を行うことは危険性が高く困難であると判断し、昨年４月１８日から本庁舎機能を分散し、中央公民館、保健センター、西庁舎に移転し、業務を行っているところであります。このことにより、来庁者の用件

が複数にまたがるときに、庁舎間の移動を伴ったり、本来は本庁舎だけで用務が済んでいたのに、中央公民館や保健センターなどに行かなければ用事が済まない場合など、窓口の散在や駐車場の不足など、来庁者に大変ご不便をおかけいたしておりますことに誠に申し訳なく思っております。また、施設利用に関しましても、中央公民館を利用する場合、文化団体やサークルなどの皆様方には、研修室の不足により、震災以前のようにご利用できる状況にはなく、保健センターに関しましても、ホールの半分を原子力災害対策課が使用しており、各種の検診業務や育児相談業務は以前の半分のスペースで行っていただいております、不自由をおかけしております。これらの町民の皆様にご不便をおかけしているのを一刻も早く解消していくためにも、庁舎建設に向けた計画を作成し、早期に新庁舎建設に着手し、ご不便の解消を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、(2)の職員の勤務をどう考えるかについての質問でございますが、昨年4月18日から本庁舎機能を分散し、中央公民館、保健センター、西分庁舎に移転した以降、従来とは異なる課の配置の中で職員は業務を行っております。移転した各施設は部屋数が限られており、十分な執務スペースが確保できない状況にもあります。関連する業務の連絡、調整にあたりましても、移動を余儀なくされるなどの対応も必要になっております。新庁舎建設までは、このような状況が継続することとなりますが、庁議、補佐会議、課内会議等を通じて職員間での情報の共有化を図り、これまで以上に横の連携を強化することにより、この未曾有の難局を乗り切っていくとともに、原子力災害等で更に多様化している町民ニーズに的確に応え、効率的で質の高いサービスの提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、(3)、建設の場所はどこかについてのご質問でございますが、現在、庁舎建設の最初の工程であります基本構想作成に向け、役場庁舎内の検討委員会を立ち上げ準備を行っている段階であります。10月31日に役場庁内の検討委員会を立ち上げ、今まで視察・研修も含めて5回の委員会を開催したところでありますが、この検討委員会は、各課職員等から選出した14名で組織しており、新庁舎建設に向け、調査、研究を行っております。今後は、外部の有識者も含めた検討委員会を組織し、ご意見をいただきながら、庁舎の場所、現在の場所も中心に多方面から検討し、基本構想等の作成の中に生かしていきたいと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 黒沢敏雄君。

○9番（黒沢敏雄君） なんで森林を頭に出したかと言いますと、ホダギ、シイタケのホダギもだめだと。炭もだめだと。使う道がない。建物の杉はどうかというと、杉にも入り込んでいる。買ってくれる人がない。じゃ、それを除染すれば良いのか。木の葉のあるときに測っても、木の葉を取っても線量は下がらない。そういったことがNHKの報道でもあり、これは明らかであります。じゃ土を取ったらどうするんだと。木は育ちませんよ。ということは、山の価値はゼロです。そんな中から固定資産税を徴収するというのは言語道断だというふうに思います。もし、そういうことで固定資産税が払わないというような人がいた場合、これは東京電力に精算させればいいんです

よ。私たちは、何も悪いことをしているわけではない。ですから、加害者である東電に、全責任を持ってもらうのが当然だというふうに思うからであります。ですから、山に関しては、本当にゼロにならないのか、町長の考えもう一度お聞かせください。

○議長（新関善三君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） ご質問にご答弁申し上げます。

議員お質しの固定資産税、とりわけ山林に関する固定資産の課税についてのお質しでございます。議員のお話の中では、いわゆる原子力災害での被害、ホダギ、杉など、いわゆる土地そのものの立木、あるいはその森林からの産物とか、森林から産出される生産物の内容が含まれていると存じます。私は、固定資産税のことにつきましてご答弁申し上げますが、町長も先ほど申し上げましたが、固定資産税の仕組み、成り立ちでございます。いわゆる評価、その土地をどのように評価するのか。その評価によって課税標準というものを算出し、その課税標準に税率を掛けたものが固定資産税となります。議員お質しのことは、重々原子力災害としては承知をできることではありますけれども、現在の評価の仕組み上でございますので、その議員のおっしゃっている部分というものは、残念ながら、すべてがそれに反映されるかという点と反映されておられません。震災の残価、震災によつての価値を減した分というものは、確かに入っております。震災残価率が90%でございます。つまり今回の震災によつては、土地に関しては10%減ったというふうなことで計算しなさいというふうなこととなっております。また、このことにつきましては、川俣町、福島県、何と言いますか、全国自治体がすべて統一された基準によつて計算されるわけですが、震災の被災地においては、申し上げました90%、また、土地の下落修正ですね、実際に売買とか、そういった価格を加味したものでございまして、議員お質しの部分については、制度上、反映されていないということで、ご答弁とさせていただきます。以上です。

○議長（新関善三君） 黒沢敏雄君。

○9番（黒沢敏雄君） 全国一斉に同じだと言われたんでは、本当に優しくない答弁だね。ここは原発の災害ですよ。土取ったってまだ残っているんだよ。誰が買ってくれるの、売買の値段。本当にそういった値打ちあるの。山の固定資産税は、普通から見れば少ないですよ。すうっと低いですよ。でも、そういうふうなことで、木を切っても残った土地がいつまでも残っている。線量が高い。そんなところ誰も買うはずないでしょう。買いますか、買わないでしょう。買うなら売りたいですよ、同じ90%に見合ったもので。ある部分。それで買ってくれるなら買ってもらいましょうと言いたいくらいです。だから、そのままにしておいて、微々たる固定資産税であろうとも、そういうような、いいですか、山はほかの作物作れないんですよ。キノコもだめ、全部だめなんですから、今は。そのだめなものをほかの県と一っしょになって、そういうような話ではないでしょうと。検討もしないうちにこうなっていますという仕組みだけで言われたのでは、我々は何のために災害受けたの。国に要望もできないの、そういうのは。そういうふうなことも町当局では考えてくださいよということ言っているわけですよ、早い話は。ただ、上から言ったから、はい、右から左にと、これは簡

単ですよ。誰でもできますから。そうでなくて、こういうような災害でその土地の値打ちがゼロに等しいとか、そういう意味ですよ。だから、安い固定資産であっても、山のやつは取るべきではないというのが私の考えです。ということを可能かどうか。

○議長（新関善三君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） ご質問に答弁申し上げます。

黒沢議員お質しの点は、気持ちとして非常に私も共感するところではございます。しかし、その固定資産税という、固定資産税も含めた地方税、町の税金でございます。町の税金というものは、法律、条例によって当然それは規定をされております。固定資産税は、当然、川俣町だけが徴収をさせていただいているのではなくて、同じように被災をされた他の市町村も同じように徴収をしているわけでございますけれども、そのような隣接市町村との整合性、そういうことも踏まえながら固定資産税というものを賦課させていただいている現状をご理解を頂きたいと存じます。

○議長（新関善三君） 黒沢敏雄君。

○9番（黒沢敏雄君） 条例というのは、町で作るんでしょう。町で使う、それは当然、町に入らなくなるからできないというのであれば、だから先ほど言ったように、東電に要求すればいいんですよ。だって、我々が価値を価値をゼロにしたわけじゃないでしょう。だって、ここは全部森林ですよ、80、90%が。そういうことを考えたときに、町民のことを思わないんですか、それこそ。だって、木を切ったって誰も持っていけないんだよ。炭も焼いてならない。こたつに今年使うかと思ったら、今年炭焼かれないと。じゃ、仮にここで切って、その後、木の葉取っても同じ線量です。どこまで土取ればいいんだ。その取った土はどこさ投げればいいの。今だって、これからの除染の中だって、そういう問題が多々出てくるんですよ。ですから、山は、上からやれ、山からやれと言われたって、恐らく私は無理な話だと思いますよ、それは本当のことを考えて。だけど、やらなければならないということもある。でも、値打ちがないものから取るというのはおかしい話なんですよ。値打ちがあるから、それに掛けるんだから。そうでしょう。私は、難しいことを言っているつもりはないんです。やっぱしその責任は負ってもらって、そして、やるというのが、私は当然なのかなというふうに思うものだから、もう一度考えてみてください。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 黒沢敏雄議員の質問に答弁をいたします。

質問にあることについては、そういうことであると思っています。でも、山の評価につきましては、先ほど答弁申し上げましたが、評価審査、県のほうで今度3月22日やるわけでありますが、それらは今回の震災の影響を十分考慮した評価になると思っています。これは今のようなこともございますから、そういった場面で、固定資産税のことはどのように評価するのかということでもありますから、全国统一ということのこれ評価基準ありますけれども、その中にはそれぞれの地域の事情が入っていくわけありますので、全く何もない中での評価ということには、我々はならないものと思っています。ですから、そのようなことでの判断が出されるなと思っています。

すが、ただ、ゼロにはならないということについては、先にも言われてきましたので、そうかと思っております。ただ、今言ったように、シイタケの原木も含めて山の用材であります、これは間違いなく売れないという現実があるわけでありますから、それは本当にしっかりと補償賠償でやっていかないと、山で生活を立てている方々は、やっていけなくなると思います。ですから、そういった面での補償賠償、これをしっかりと取組んでいくことが、今回の山の汚染された中で生活を立てている皆さん方に対応するためには必要だという認識で、そういう生産物、山の林産材を使った、そういったものの売れなくなったものやなんかについては、しっかりと対応していく必要があると、そんな立場で今、取組んでおりますので、ご理解をいただきたいと思ます。

○議長（新関善三君） 黒沢敏雄君。

○9番（黒沢敏雄君） 以上、森林については、まあ分かりました。山木屋については、全額家屋についてはゼロだということですが、ほかの地域における被害、そういうようなものから見て、本来であればほかに移りたいというのが、ほかに売れないというような中で生活している我々にとっては、やはり評価額というものは、100を基点とすれば50なら50というような方向で進めるべきというふうに考えられるんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（新関善三君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） ご質問にご答弁申し上げます。

議員のお質しは、家屋の評価についてのお質しでございます。申し上げます。家屋の24年度固定資産税の評価でございますが、今回、評価替えの年ということでございまして、これはご存じのように3年に1回評価替えをしていくということでございます。原子力災害の放射線による損耗残価率ということでございますが、これは70%というふうなことで示されております。つまり家屋につきましては、原子力災害のために等しく3割は価値を減じたということになります。ということで計算をさせていただきます。また、補正率の最低限度でございますが、これは建物は、その価値を経年変化によって減じます。固定資産税の評価の場合、最終的に当初の価値の2割まで減じる。2割はいつまでも残るというふうな仕組みがあったわけでございますけれども、この度はこの大震災による損耗減点補正ということで、その2割が1割となりました。よって、最低限度が0.1、今まで2割残っていたのがもっと下がる。下がって、あとはずっと続く。そのようなことでの評価の補正となったところでございます。

家屋についての説明は、以上でございます。

○議長（新関善三君） 黒沢敏雄君。

○9番（黒沢敏雄君） そうすると30%は減額した税率になったということであろうと思いますので、そうすると残存価格も1割にしたということですね。じゃ、そういうようなことで分かりました。

農地ですが、何か所くらいを試験田として指定したいのか、その点お伺いをいたし

ます。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（佐藤賢助君） 黒沢議員の質問に答弁いたします。

ご質問は土壌調査の点数かと思われますが、土壌調査をする予定でありまして、特別試験田という予定はしておりませんが、必要に応じて福島県の技術の指導を受けながら、町のデータが得られないところについて、そういうことも考えられるかと思えます。

○議長（新関善三君） 黒沢敏雄君。

○9番（黒沢敏雄君） 土壌検査については分かりました。ただ、最初申し上げましたように、試験田、今は放射能いくらあると。そうすると、除染のためのやつはこれをやったと。そして、今度品種は何を植えるか。うるちなのか餅なのか、土壌についてもネバナのか砂なのか、それとも良いところなのか、そういうようなのあるじゃないですか。そういうところを中心に試験田を作ってやったら良いんじゃないかという質問なんです。ですから、土壌は分かりましたが、そうでなくて、山木屋を除いたほかの地区で何か所くらい、そういった試験田をやってみて、データを得るためにやるんですかということを知っているわけです。だから、難しい質問じゃないです。簡単なんです。何か所か知っているわけですから、7つあれば7と言えればいいし、大字単位にやるんだらこうだと言えれば良いんですよ。だから、難しく考えることないから、簡単な質問だから。分かるね。

○議長（新関善三君） 産業課長。あの質問者以外の私語は慎むように。

○産業課長（佐藤賢助君） 黒沢議員の質問にお答えいたします。

山木屋の計画的避難区域以外は全地区の空間線量、それから放射性セシウム濃度と、あと先ほど言われました土壌分析をする予定でございまして、その中で各地区ごとにデータが得られると思うんですが、その品種ごととか、そういう試験田ということでございしますが、必要であれば各地区ごととか、そういうことは考えられると思います。今のところ取り立ててその部分で試験田としてやるというふうにはまだ考えてございませんでしたが、ただ、その辺は今後、考えてまいりたいと思います。

以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 黒沢敏雄君。

○9番（黒沢敏雄君） 町では考えていないと言われたんでは、何とも進めようがないんですが、結局なぜそういうことを言っているかというのと、やっぱり消費者を対象にした米作り、私は地産地消ですから良いですけど、そうでなくとも、だからこういうふうなことをやればこうなりましたよというふうな、そういったデータを消費者の皆さんに見せるというか、示す、それがおれは必要だと思うんですよ。だって、安心、安全というやつでも、安全は我々の農家が安全だと言っても、安心するのは消費者だから。そういうふうなことを言って、計画ないと言われたんでは、計画してくださいよ。町長、ちょっとその辺。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

産業課長、試験田ということにこだわったと思うんでありますけれども、全部を試験田として全部検査するというようなことで考えております。各地区からですね、全地区を調べないと、それぞれ分からないことでもありますから、飯坂も福田も鶴沢もですね、そのようなことで考えていくことを試験田ということにとらえていただければと思いますが、そういう議員お質しのとおり、土壌のことからいろいろあると思います。そういうことで試験田という表現で使わせていただければ、そのようなことでやることで考えておりましたので、それぞれの土地の土壌の状況をしっかり把握していくための試験田というようなことでとらえていただければと思いますが、全地区のことをやらなくちゃならないと思っています。

○議長（新関善三君） 黒沢敏雄君。

○9番（黒沢敏雄君） ということは、全部の水田が試験田だということで理解して良いんですか。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（佐藤賢助君） 全地区について空間線量、それからセシウム濃度、土壌分析等の調査を行うということでありまして、そのこと自体が試験田かと言われますと分かりませんが、全地区について調査をするということでございます。

○議長（新関善三君） 黒沢敏雄君。

○9番（黒沢敏雄君） 難しいことを聞いているのかな。だから、空間線量はみんな毎日くらいモニタ、みんな歩いてもらって測っているのね。それはそれで良いですよ。ただ、私は、どういうふうな米で作ったり、どういう土壌からできるかというようなことをちゃんと試験田を、そこは特別に調べるというか、そういうふうにしてやれば、なお一層の安心感が得られるんじゃないですかということなんですよ。だって、全部のやつを試験田のようにこれはこれとデータと取るということは、ただ、全体検査はやるというようなことで始まったわけですから、全袋ね、やるというわけだから。それは良いんです。ただ、そういった中で、こういったものが一番放射能を吸いやすいか、そして、これやったやつは良かったなど。そうすると、来年の稲作に、今年やった稲作が来年度に生かされるわけです。だから、そういったことを私はお聞きしているの。だから、難しいことでなくて、試験田は、そういった普通の田んぼよりちょっと細やかなデータを得られるようなことも、これは必要じゃないのかなという意味合いでこの質問はしております。ですから、町で難しいと言われれば、やらないと言われればそれまでで、なんともやらないならやらないでおれらからは言いようがないものだから。じゃ、やるようにお願いしたいということは1つなんです、希望を持っていいのかどうか、それだけ聞きます。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 議員お質しのとおりですね、細かなデータを取って、それを生かすことが大事だと思っておりますので、そういったことについて指定をして進める考えでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（新関善三君） 黒沢敏雄君。

○9番（黒沢敏雄君） 町民の皆さんも役場庁舎に関しては、不便だと。おれ行くとどここだんべというようなことで、だいぶこう、それでも1年過ぎてだいぶ慣れたようがありますが、やはりそういった意味においては、先ほどから今回だけでなくとも同僚議員も質問しておりますから、そういったことで一日も早い検討委員会に町民の有識者の皆さんも参加させていただいて、そして造ると。そうすると、こだこと造ってなんだったでなく、いや、良くてきたと。金はかけることないけれども、立派にできたなというような方向でやってもらえれば良いのかなというふうにも思いますが、でき得れば早い時期の建設を希望している町民の皆さんが多いので、完成は26年だかもしれませんが、始まるのはいつ頃かというふうな、そういったことをお聞きしてくれというような声もありますので、ひとつお聞きさせていただきます。

○議長（新関善三君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） ご質問に答弁申し上げます。

町内外の有識者の10人の方をお願いをし、今月中に検討委員会を立ち上げて、基本構想等の作成にあたってまいりたいと考えております。24年度は、まず、庁舎を壊すということを予定しております。25年度、基本設計に入って、庁舎を25年度から建設をしていくという予定でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（新関善三君） 黒沢敏雄君。

○9番（黒沢敏雄君） 2番目のこの職員の勤務なんですが、本当に各課に入りますと窮屈な思いで、ただ、町民ニーズに的確にと応えるというようなそういった答弁でありますので、皆さん方一生懸命やっておられますので、この点については納得させていただきますが、十二分に健康のほう、注意してやっていただきたいなというふうに思います。建設場所については今のところも考えていると言いながら、まあはっきりしないというのが実情なのかなというようなことでありますが、川俣には建てる場所がないとかいろいろありますが、この前も同僚議員から川俣精錬はどうなんだというような話もありましたが、私もあまり法律のこと詳しくないんですが、新たな管財人を立てれば可能なんだと、その売買が。こういうような話も聞いておるんですが、こういったことは検討されておるのかどうかお伺いしておきます。

○議長（新関善三君） 質問者に申し上げます。

その跡地のことは通告外になりますので。

○9番（黒沢敏雄君） 私は、建てる場所をどこかということで聞いているんですよ。だから、こういうこともあって、こういうようなことも可能というようなことがあるから、どういうふうに考えているのかだけですから、考えていないと言われれば、それで良いです。

○議長（新関善三君） じゃ、修正されましたので、答弁、総務課長。

○総務課長（高橋清美君） ご質問に答弁申し上げます。

町民からなれ親しまれている場所、利用しやすい場所、また、財政的に必要最小限の経費で建設できる場所と今、考えてございますので、精錬という話もございしますの

で、その辺は検討委員会のほうで検討しながらやっていきたいというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（新関善三君） 黒沢敏雄君。

○9番（黒沢敏雄君） るる質問させていただきましたが、何というのかな、まだ勉強不足の中にはあるような答弁もありますので、これから放射能の被害というものは、30年、40年と続くということでもありますので、しっかりとした対応ができ得るようにひとつ習得していただきたいなというふうに思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後1時です。

（正 午）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 再開いたします。

（午後1時00分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 午前中に引き続き一般質問を続けます。

13番議員 石河清君の登壇を求めます。石河清君。

○13番（石河 清君） 13番議員の石河でございます。私は、地域住民の皆さん様方や町民の方々から私ども日本共産党や党後援会の方にお寄せいただきました諸要求や願いの中から、先に通告していたとおり、大きくは1件でございますけれども、細部7点ほどにわたりまして、町当局の今後の対策、対応、あるいは考え方について質してまいりたいと思う次第であります。

昨年3月、東京電力福島第一原子力発電所の事故から丸1年が経過したわけですが、いまだに原発事故の収束のめども立たず、放射性物質拡散による被害は、避難区域に指定された山木屋地区はもとより、全町民、全産業が甚大な被害を被っているわけであります。とりわけ乳幼児、児童、生徒など、子どもたちを持つ保護者の方々は、将来の健康と生活に大きな不安を抱えておるわけであります。一日も早くこのような状況を打開し、原発事故による被害について、完全なる補償、賠償はもとより、全町民の生存権、財産権の補償を国及び東京電力に強く要望し、実現させ、未来に希望の持てる社会生活環境を取り戻すために、町は全力を挙げて取り組んでいただきたいと思う次第であります。具体的な質問に入りたいと思います。

細部の1点目、大震災の被害状況と除染の実施についてであります。細部の1点目であります。昨年、3月11日の大地震による被害と原子力災害によるすべての被害についてお伺いをしておきたいと思う次第であります。①として、人的被害はどうだったのか。②、住家被害はどのような被害だったのか。③については、工場や商店など、どのような被害状況なのか。④については、公共施設の被害状況はどうだったのか。⑤については、町道、農林道、生活道路などについての被害はどんな状況だったのか。⑥については、農林業施設などのすべての被害状況について、お伺いをしておきたいと思う次第であります。

続いて、細部の２点目、町民の皆さんが安心、安全に生活できる環境を一日も早く取り戻すためにも、①として、除染実施計画を作成し、早急に全町除染に取り組むべきであるというふうに考えるわけでありましたが、町の取組み方針は。また、個人の事業所、団体などが独自に実施をした除染活動の経費などについては、当然、東京電力への損害賠償の対象となるよう、国の方に対して要請すべきであるというふうに考えるわけでありましたが、今後の町の対応をお伺いしておきたいと思います。

細部の３点目、除染実施にあたっては、当然のことながら先に実施した旧４地区の線量低下活動支援事業について十分なる成果検証を行い、今後の本格除染に十分にいかす必要があるのではないかと考えるわけでありましたが、この事業の成果と今後の町の対応についてお伺いをしておきたいと思います。

続いて、細部の４点目、除染実施にあたりましては、当然、除染の優先順位については、空間放射線量の高い地域や放射線による影響が高い妊婦さん、乳幼児、児童、生徒などの生活空間の民家、学校、通学路、生活道路などを最優先し、効果的かつ効率的な除染を早急に実施するべきであるというふうに考えるわけでありましたが、今後の除染実施にあたっての各地域ごとの妊婦さん、子どもの人数の把握や地域の優先順位、年次計画のスケジュールなど、どこまで進んでいるのかお伺いをしておきたいと思うわけでありまして。

細部の５点目、今後、全町の本格的な除染を進めるにあたって、町としての仮置き場の確保ができなくては、本格除染も絶対に進まないというふうに考えるわけでありまして。町は引き続き農用地や森林も含め、仮置き場の確保のために、町長を先頭に役場を挙げて全力で取り組む必要があるというふうに考えるわけでありまして。改めて今後の町の取組み、対応について伺うものであります。

細部の６点目、農地、森林の除染についてお伺いをしておきたいと思います。①として、農地の除染にあたっては当然のことながら、財政支援、技術支援の両面で国や県との連携を強めながら努めることは当然というふうに考えるわけでありまして、当面、安心、安全な農産物を作るためには、町独自での町内すべてのほ場、水田、畑について土壌の放射能を調査し、線量マップを作り、除染の実施にかかる必要があるというふうに考えるわけでありまして。今後の町の具体的な対策、対応についてお伺いをしておきたいと思います。②として、森林の除染については、最低限民家から近接した約３０メートルないし５０メートル入ったところまで立ち木の伐採、枝打ち、下草の腐葉土などの除去を実施すべきであるというふうに考えるわけでありまして、町の対策、対応についてお伺いをしておきたいというふうに思います。

細部の７点目、放射能から町民の健康を守るという立場から、特に内部被ばくを避けるためにも、食品検査器の設置が大変重要であると考えられるわけでありまして。今後、早急に各地区の公民館などに、この食品検査器を設置をし、地域住民の皆さんが我が家の米や野菜が食べても安全なものなのかどうか、すぐに確認できるような取組みが必要であるというふうに切に思うわけでありまして。当局の今後の対策、対応についてお伺いをしたいというふうに思う次第であります。

以上、細部7点ほどになりますが、町当局の今後の対策、対応について質したいというふうに思う次第であります。

○議長（新関善三君） 当局の答弁を求めます。町長。

○町長（古川道郎君） 13番 石河清議員の質問に答弁いたします。

はじめに、大震災の被害状況と除染の実施についての(1)、大震災による被害と原子力災害による被害について、人的、住家、工場・商店、町公共施設、町道・農林道、農林業施設など、すべての被害状況について伺うについてのご質問でございますが、大震災及び福島第一原子力発電所の事故により放射能が拡散された影響で、本町は多大な影響が生じております。平成24年2月1日現在のそれぞれの被害状況といたしまして、人的被害はありませんでしたが、住宅等の全壊48棟、半壊47棟、一部損壊968棟となっております。なお、住宅全体の被害額ではありませんが、3月12日までに、宅地関連災害復旧事業費補助金に申請された住宅等の復旧に要する事業費の合計額は、約2億7,000万円となっております。また、工場及び商店につきましては、全壊1棟、半壊6棟、一部損壊70棟などとなっております。公共施設につきましては、役場庁舎、福祉センター、旧繊維工業試験場が全壊となり、約9億7,000万円の被害、更に、各小中学校の校舎、体育館、プールなどをはじめ、町体育館、中央公民館、小神体育館などが一部損壊したことで、山木屋中学校分は含んでおりませんが、その被害額は約2億5,000万円となっております。町道につきましては、路面亀裂・沈下、路肩崩落など、66路線、101か所の被害で約1億7,000万円の被害、農道・農林施設につきましては、路面亀裂、沈下、崩落など53か所で約9,800万円の被害状況となっております。

次に、(2)の一日も早く除染計画を作成し、早急に全町除染に取り組むべきと考えるが、町の取り組み方針は。また、個人、事業所、団体などが独自に実施した除染活動経費は、東京電力への損害賠償の対象となるよう国に対して要請すべきと考えるが町の対応はについてのご質問でございますが、まず、除染計画の作成については、14番 遠藤宗弘議員にもご答弁申し上げましたとおり、川俣町放射性物質除染計画を平成23年12月28日に第1版を作成し、福島県へ提出しております。川俣町放射性物質除染計画については、除染の手法など、国、県においても具体的になっていない部分があるため、除染制度の改正や除染技術の更新などがあった場合、適宜最新の状態に更新していく考えであります。

次に、町の除染取り組み方針については、放射性物質による健康被害を回避することを目的として、環境省で作成した「除染関連ガイドライン」及び福島県で作成した「除染業務に係る技術指針」を基本に町の除染を実施してまいります。また、近日中に国より除染に関して、新たな技術書が提示される情報もありますし、町において、専門家、業者、地域代表者などからなる除染関係者を構成員とする協議会を立ち上げ、除染方法等について協議しながら、より効率的で効果的な除染方法により、進めてまいりたいと考えております。

次に、個人、事業所、団体などが独自に実施した除染活動経費は、東京電力への損

害賠償の対象となるよう国に対して要請すべきと考えるが町の対応については、個人、事業所、団体などが独自に実施した除染活動経費の実費は、市町村の事業として実施したという整理が可能な場合には、平成23年4月1日までそ及して可能となる予定で進んでおります。なお、その際には、契約の結びなおし等の手続きが必要となることと、除染の内容が「市町村による除染実施ガイドライン」又は「除染関係ガイドライン」等から大きく異ならないもので、「除染対策事業実施要領」に掲載されているものであること。また、費用が除染に必要なものとして明確に確認でき、かつ、その価格が妥当であることが必要となる見込みとなっております。

次に、(3)の線量低減化活動支援事業の成果と今後の除染にあたっての町の対応はについてのご質問でございますが、平成23年度に実施した線量低減化活動支援事業の成果については、町内の通学路等12地区94か所の除染活動を住民ボランティアで実施していただき、2,841地点の空間線量を除染活動前後で比較したところ、平均で1センチメートルが49%の減少、50センチメートルの高さで27%の減少、1メートルで20%の減少が計測されました。作業実施前の目標では、半減を目指すこととしておりましたが、面的な除染ではなかったこと、高圧洗浄機での除染の限界などから、低減率は低い結果となりました。これらの結果を受け、24年度からの本格除染にあたりましては、委託により川の上流部から、また、線量の高いところから面的に除染を実施するなど、計画的、効果的な除染となるよう対応してまいりたいと考えております。

次に、(4)の妊婦や子どもの家庭を優先して除染すべきと考えるが、各地域ごとの妊婦、子ども人数の把握や地域の優先順位、年次計画のスケジュールはどこまで進んでいるのかについてのご質問でございますが、まず、地域ごとの妊婦数と18歳以下の子ども人数について申し上げますが、旧町内が妊婦数9人、子ども人数728人、鶴沢、妊婦数11人、子ども人数404人、東福沢、妊婦数4人、子ども人数107人、西福沢、妊婦数2人、子ども人数46人、小神、妊婦数3人、子ども人数95人、羽田、妊婦数2人、子ども人数137人、秋山、妊婦数3人、子ども人数84人、小島、妊婦数1人、子ども人数105人、飯坂、妊婦数6人、子ども人数227人、大綱木、妊婦数0人、子ども人数46人、小綱木、妊婦数0人、子ども人数85人、総数で妊婦数41人、子ども人数2,236人となっております。

次に、地域の除染優先順位についてですが、まず、空間線量が町内で比較して高い地域で、標高が高い地域を優先して対応してまいりたいと考えております。また、年次計画のスケジュールについてですが、平成24年度及び平成25年度においては、重点的に住民の生活圏の除染を中心に行い、平成26年度以降においては、住民の生活圏以外の森林や河川などを除染していく計画となっております。現在は、平成24年度の住宅、宅地などの除染に向けた詳細な実施計画について検討しておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、(5)の町長を先頭に仮置場の確保に全力で取り組むべきと考えるが、今後の町の対応はについてのご質問でございますが、14番 遠藤宗弘議員及び1番 村上源

吉議員のご質問でも答弁いたしました。放射性汚染物質の仮置場につきましては、各自治会や関係団体等と連携を図り、場所の確保に努めているところでございます。今後は、仮置場としての客観的な諸条件、例えば民家の位置、道路の状況、傾斜地、川の流れなどを地図上で表し、早急に仮置場の候補地の中から関係者の理解をいただき、仮置場の確保を全力で対応してまいりたいと考えております。

次に、(6)の町内全てのほ場、水田、畑について、土壌の放射能を調査し線量マップを作成すべきと考えるがどうか。また、森林除染にあたっては、民家から約30メートル入ったところまで実施すべきと考えるが、町の対応はについてのご質問でございますが、まず、町内全てのほ場、水田、畑について、土壌の放射能を調査し線量マップを作成すべきと考えるがどうかについてでございますが、平成24年度において、農地の土壌検査の実施を計画しており、土壌検査の結果データを平成24年度に導入予定の地図情報管理が可能な除染業務管理システムを活用し、線量マップの作成を行ってまいりたいと考えております。

次に、森林除染にあたっては、民家から約30メートル入ったところまで実施すべきと考えるが町の対応はについては、民家などの近隣の森林の除染については、国の基準により、敷地から20メートルの除染作業となっております。しかし、十分な線量低減化が図られない場合においては、減少しなかった理由を調査、検討するとともに、環境省の福島除染推進チーム及び県に、更なる除染の実施について要請してまいりたいと考えております。

次に、(7)の早急に各地区公民館などに食品検査器を設置すべきと考えるが、今後の当局の対応はについてのご質問でございますが、町では、県よりの食品放射能検査器の支給を受けて、各公民館に1台ずつ食品検査器の設置を予定しております。併せて「がんばろう福島、絆づくり応援事業」を活用し、検査器を操作する職員の派遣を依頼しているところでございます。なお、検査器の設置につきましては、検査場所の空間線量の高低や検査器、検査食品の温度管理、検査器の調整実施、検査器の運用など、食品検査内容の正確性を上げるための条件を満たさなければなりませんので、これら条件を早急に満たしたうえで、早急に食品検査器を各公民館に設置し、検査体制の充実を図ることにより、住民の皆様方に安全、安心を提供してまいりたいと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 何点かについて再質問していきたく思いますけれども、被害状況については答弁があったんですけれども、私もちょっと質問のね、そういう点では農林業、いわゆるまあ、そういう点では農林業というところで、私も本町もこれ山も大変多いわけでありまして、その辺の農業関係、農林も含めたその辺の被害状況もどの程度つかんでいるのか、把握されているのかお聞きしたかったわけでございますので、最初にお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（新関善三君） 答弁。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

12日の6番 菅野清一議員の一般質問の中で、町長のほうから農林業についてのおおむねの被害等の原子力災害関係の被害等を申し上げましたが、野菜関係ですと2,700万円、花卉関係ですと66万円、畜産関係ですと1,200万円、水稻等の関係であります。復興策というようなことで3億2,000万円、葉たばこ等については2億2,000万円、酪農関係ですと3億7,000万円ということで、農業総額ということで9億6,000万円ということで答弁をさせていただきましたが、林業の林の部分の林産物の価格については、まだ、ちょっと詳細つかめていないところもございまして、今後つかんでまいりたいと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 本町も7割は山林でございます。そういう点で、確かに昔よりは林業のほうで食べている方は少なくなっておるんですけども、本当にそういう点では、もちろん用材の杉なんかも売れない。ホダギもだめだということになっておりまして、特にシイタケはじめ、そういう方々ものすごく被害を、大きな損害を被っているのではないかなというふうに思う次第であります。特にすべての町民について、山のキノコも食べられない。本当に山菜等もすべてだめだというような状況でございますので、その辺も今後、町のほうでは早急も被害をつかんで、基本的にやはりこの辺の町として、やはり農家についてはとにかく小規模なのでうちのほうの農家は。やはり自家用の米をはじめ野菜とか、そういう農家が圧倒的に多いわけでありますよね。それでこれ町長に伺うんですけども、その辺の結局今、農家の皆さんは、JAとかなんかに出荷している人は、当然農協のほうで取り扱って賠償補償というふうになっておるんですが、やはりこれ問題なのは、本当に林業関係、あるいは自家用のやっぱりその辺の野菜を作っても食べられない。全然食べていない人もいます。その辺もやはり町のほうとして対策課でこれきっちり窓口を設けて、やはりこの辺の町民の皆さんに相談に乗ってもらって、できれば補償賠償ね、やはり取り組めるようなやはり窓口を設置して、それには当然今の6人の体制で私はできるというふうには思わないので、やはり今後、対策課の拡充強化というのが当然必要になってくるというふうに思うんでありますが、やはり今、当然、本町の町民の皆さんが一番そういう点では、小さいけれども、被害を被っている。自家用の米や野菜や本当にこの林業関係。私のほうでもキノコ採りの上手な人がいまして、何十万も収入を得ていた人もあるんですよ、キノコ採りで。だから、本当にもちろんそういう人だけでなく、これはすべての皆さんがキノコなんかも皆食べられない、採りにも行かれない状況に去年からなっております。その辺のやはり補償賠償にきっちりと取り組めるような窓口、そういうものを設置して早急に対応すべきではないかと、補償賠償について取組んでいかなくではないというふうに私は思うんですが、その辺の町長の今後の対応について伺うものです。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 石河清議員の質問に答弁いたします。

質問にありますとおり、それぞれの被害等について、きめ細かに把握していく必要

があるのではないかとということでございますので、原子力対策課も立ち上げました。その相談窓口も作ったわけでありますので、そういったことについても農家の皆さん方の状況なども聞きやすい窓口として対応して、そしてまた、取次ぎ窓口としての業務などもしっかりと対応していきたいと考えております。キノコ、あるいはまたシイタケも含めて山林の生産物についてのこの大変な状況にあることも、我々も十分伺っておりますので、そういった農家の皆さん方が現実にはどんな被害を受けているのかということについても、調査する体制づくりをしていきたいと考えております。

以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 石河清君。

○13番（石河 清君） そういうことでありますので、やはり対応するということはですね町長、やはり今の6人体制では到底できないのではないかなと私は思うんですよ。もちろん今後、除染もやらなくちゃならない。本当に大変な状況でございますので、この6人体制で、これは私は絶対にできないというふうに思うので、早急に今の6人体制をやはりこのような町民の皆さんの本当に切実な本当にこの相談窓口、農家の皆さんの先ほど申し上げましたようなことはもちろんであります。いろんな相談したくとも相談できない方がいっぱいあるんですよ。あるとき私は言われました。今まで朝、新聞配達をその人は飯舘村をやっていたんですよ。飯舘村の新聞配達。その飯舘の人が避難してしまったわけだから、飯舘の配達でその人は食っていたんですよ。だから、私これ失業だと。私もね初めてそれに気がついたんですよ。だから、いろんな点で、その人は新聞配達だ飯食っているんですよ。ところが、どこか相談に行ったら良いんだべかないと、私も朝ちょっと聞かれたものだから、役場でも相談できるように一応なっているんで、役場の窓口のほうに行ってくれないかいと話はしたんですが、私も内心では、今来られても、たぶんどの程度の相談になったのかなというふうに私も心配している状況なんです。ですから、ものすごい私は本当に小さいところの被害かもしれないけれども、これ積もり積もったらものすごい被害総額だと私は思うんですよ。ですから、被害総額も先ほどもちょっと私ちょっと聞き逃したんだけど、これからつかまなきゃならない被害総額まだまだある。そういうのも本当にきちっと被害総額つかんで、補償賠償にさせられるものはきちっと補償賠償していかないと、これ本当に細かいところだけれども、本当に一人ひとりの町民住民は、仕事を奪われ、食べるものも奪われる、意欲もなくしている。農家の皆さんは、作っても良いんだか、食べても良いんだか分からない。そういう状況にあるので、早急にやはり今、町長答弁あったんだけど、対策課を拡充強化して人員を増やして、このような町民の相談窓口を一日も早く立ち上げて対応していただきたいと思うので、この辺これはこの答弁だけでは、私はだめだと思うんです。いつからそれでは、そのような対応するのか、その辺伺っておかないと私も心配ですので、その辺具体的に伺っておきます。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 石河清議員の質問に答弁いたします。

ただいまのような例について、役場の窓口をしっかりと確立していきたいと考えて

おりますし、また、そのためにも人員の強化ということでもありますので、人員の充実についても、しっかりと対応していく考えでおりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（新関善三君） 石河清君。

○13番（石河 清君） ただいま答弁いただいたので、これ早急にですよ。だから、そういうことで対応していただきたいと強く要請をしておきたいというふうに思います。

あと除染については、先細答弁もいただいたわけでございますけれども、そうすると、各地区のいわゆる妊婦さんや子どもさん、把握は数字上で答弁があったので、つかんでいると、把握されているというふうに私は思ったんですが、そうするとですよ、私も当然この優先順位とすれば、やはり妊婦さんや子どものいる家庭、これらを最優先しなければならないと私は常々思っていたし、前回の質問でもそのような立場で、除染の優先順位については、そうあるべきだと。妊婦や子どものそういうところからやるべきだというふうに私も質問しておきました。しかし、先ほど同僚議員の質問もあったわけでありまして、やはり今年24年、25年と2年かかりで重点的な除染をやるということでございますけれども、やはり今年度については半分の地域しか、先ほどのお話もあったわけでありまして、このロードマップで見ますと、やはり今年度については東福沢、西福沢、小島、飯坂、大綱木、小綱木、ここをとりあえず本年度は取り組むということでございますけれども、まず、ですがですよ、やはり私は先ほど申し上げましたように、妊婦や子どもの家庭を最優先すると、その辺をやはり私も今年度に24年度にその辺はやはり取り組むような除染計画、実施計画というのかな、いうふうに私は取組んでいく必要があるのではないかなというふうに思うわけでありまして。あとはいろいろこのロードマップにいただいたような方向で私は良いのかなというふうに思うんですが、その辺を更にその辺の対応についてお聞かせいただきたいと思いますというふうに思う次第であります。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） ご質問に答弁を申し上げます。

先ほど5番 高橋道也議員にも答弁を申し上げたとおり、妊婦又は子どもさんのいる家庭等については、十分に調査をし、また把握して、対応できるようなことで調整方してまいりたいと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 石河清君。

○13番（石河 清君） そうするとあれですか、このロードマップから言えば、本年度については6地区をやって、来年度は残りの地域というふうになっておるんですけれども、それにこだわらないで妊婦や子どもたちのいる、住んでいるところを優先して取り組む方向で検討して、その辺の検討もやるということですか。していただきたいと私は思うんですが、その辺ちょっと再度お聞かせいただきたい。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

そのように検討してまいりたいと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 除染については私も大変心配をしておるんですが、やはり郡部のほう、私も郡部のほうに、山の上の土手のほうに住んでおるんですけども、郡部のほうに行きますと、必ず大体裏山を背負っているんですよ、ほとんどの家が。まあ私もそうなんだけれども、ですので、先ほど私、30メートルと言ったんです。だから、やっぱり30メートル、大きな裏の土手なんかあると20メートルなんて土手の分で終わりなんです。結局山のほうまで行かないで終わっちゃうんです。それでね本当にこの除染、例えばそのとき一時は下がるかも分からないけど、あと裏に杉山もある、木が覆い茂っているわけだから、そこんところをとにかく最低でも私は、30メートルから50メートルぐらい山の部分にもやっておかないと、あと2～3か月過ぎて雨降ったり雪降ったりでまた元に戻ったのでは、これ何のために除染やったのかなというふうになるのではないのかなと、私は心配しているんです。だから、その辺そうならないんだったら良いんだけど、町はどういう認識でいるか私は分からないけれども、私は、だから大体杉山を裏山に抱えているところいっぱいあるですよ。そこのところそっくり残しておいて当然したとしても、いくら屋根からきれいに家やったとしても、私は必ず何か月か後には、半年後には戻ってしまうんでないかなと。そして、山林のことはさっきの同僚の答弁とかなんか聞いていると、山のほうは国のほうからの新たな基準だの示されるから、それを待っているんだみたいな答弁でしょう。それではまた戻って、また、それをやるんですかということです。そんな無駄なことやっていられないでしょう。だから、最初からこれは町独自、単独というのかな、もですよ、やはりその場所もあるでしょうけれども、その家、その家の条件もあるから、やはり裏山の、特に杉山なんかあったら、根こそぎもし切られなかったら枝打ちを完全に30メートル、50メートルはやるとか、そういうふうにしなないと、効果は私は出ないというふうに思っているです。だから、その辺やらないと、郡部の方はみんな戻るというふうに私は思いますよ。低線量化で今回ね50万円の事業でいろいろやったけれども、結局いろいろあと戻っているということは、やっぱり山とかから流れてきて、側溝の中とかなんかがまた高くなっているということもあるで、せっかくボランティアでやったもらった、一時は下がったようなところも、今、測ってみれば上がっているということは、やっぱりそういうことかなと。やっぱりこの辺もこれ1回やって経験しているわけだから、やはり教訓にして、今度の本当に除染は、やっぱり後で何回も同じようなことやらなくて済むような、やはりそういう除染を私はやるべきだというふうに思うので、これは国、県は別に関係ないので、除染としてね、町という方針をきっちり決めて、まず、最低30メートル、50メートル、山を背負っている家はあの周辺をやるんだという方向で私は取り組むべきだというふうに町長思うんですが、その辺どのように考えていらっしゃるのか。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

山林の除染につきましては、今、議員お質しのとおり、大変危惧しているところで

ありまして、また、山間部におきましては崖の大きいところが大変多いというようなことで認識をしております。確かに山林までたどり着かないところもあったり、いろいろな部分が想定される部分があるということで考えております。そういう部分については、一応基本的には20メートルということになってございますが、線量的な部分の調査を行いまして、線量が下がらないものについては、上のほうまで上がっていくというような一応基本のルールになっておりまして、それを踏まえながら、やはり最初からいろんな状況等も把握して、手戻りにならないような方向でいろいろと検討していきたいと、こう思っております。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 本当に私は、どうせやるんだから効果のある除染を実施していただきたい。その辺を強く要請しておきたいというふうに思います。

あとはこの5点目なんですけれども、やはり仮置き場、これ一番本当にこの除染をやるにあたって大変重要な私は、とにかく仮置き場がなくては除染やったって進まない。もちろん町のほうでも今、当然探していらっしゃると思うんですが、去年から探していってまだに、いわゆるある程度の規模の大きい、そういうところを最低町としては5～6か所、あとは地域にこれは50万円の事業でそれぞれ置いてもらいましたよ。だけど、やっぱり地域にまた協力してもらって、やはり地域にやっぱり住民合意できたところにやっぱり作っていただく以外にはないというふうに私は思うんですよね。それにはこれ探している探していると言っても、本気になって探しているのかなと私は思うんですよね。ですので、町長、やはり地域に、地区に出向いていってですよ、だから本当に地域の皆さんにこれから本格的にやるんだから、仮置き場協力してくださいと、それでないとできないわけでしょ。だから、それは本気になって町が町を挙げてと私はそういう表現で言ったんですが、やっぱり町長が先頭に立って、地域に出向いて、そして、皆さんに相談すれば、私はいろんな。そこまで地域だってきっちり来られて説明受けていただければ、やっぱり協力できるような方向に私はなるのではないかなというふうに私は思っているんです。特にただこの仮置き場については、やはり問題点がいろいろあると思うんです。当然、この仮置き場をお願いするにあたっては、やはり仮置き場の構造ですか、こういう状態にしておくとかね、これを明確にして、とにかく安全性が一番大事ですから、後の管理も含めてね、やはりそういうものをきっちり説明をしながら、ちょっと私二本松に友達いるものだから、二本松のほうはどうしているんだいということで聞いたら、二本松では1.5メートルほど掘り下げて、遮断シートを敷いて、土嚢袋であと40センチ必ず盛り土してやって、そういうことで説明会やったそうなんです。何百か所かやったんです。だから、やってできないことはない、二本松はやったんですよ。そして、相当確保したと、やはり。協力してもらって。もちろんその中には農地もある、森林もある、中には神社の境内というのが案外多かったそうです。私もびっくりしたんです。やっぱり神社の境内というのは案外広いところありますよね。地域ではみんなであそこってそんなこと言うとかあれだけれども、みんなで合意しやすい場所なのかなと私も思ったんだよね。だ

から、そういういろんな地域に行けばあるわけだから、やはり仮置き場を本気になって町長が足を運ばなければ私はだめだと思うんだ。みんな協力してくださいなどと言っていたって、これは絶対私は確保できないと思いますよ。ですので、足を運んで、地域に行つて協力してくださいと。みんな待っていると思いますよ。だって、本格除染こうやって、この前のやつが困っているわけだから、置くところに。どこに置くのかななどということみんな思っているわけです。ですので、ただいま申し上げたような方針でもってきっちり行って、安全、その後もきっちり町のほうで管理するからという責任ある説明を行えば、かなり協力はしていただけるのではないかなというふうに思いますよ。あと私も農業やっているのでそんなことであれなんです、やはりどこにもほら、昔養蚕がうんと盛んだったわけだからね。大体桑園みんな荒れているんだからね。そして、共同桑園でうちのほうにもある。共同桑園だってみんな結構大規模なんです、何町歩もあるんだから。だから、共同桑園なんか本当にちょっと離れたところにあるんですよ。どこでもそうだと思いますよ、私のほうだけじゃなく。だから、地域に行けば、そういうところの共同桑園なり、荒れている桑園いっぱいあるわけだから、田んぼだって荒れているわけですから、そういうところを協力してもらおうようお願い、とにかく足を出して、やっぱり私は、そういうところが今、いろいろ一生懸命探しているのは分かりますよ。だけれども、もう一歩踏み込んで、やっぱり地域に行つてその辺の説明もしながら確保しないと、本当に除染は全然進まないで、置くところないんだ、置くところないんだと、本当にだめになっちゃうと思いますよ。ですので、その辺の取組みについて、町長どうでしょうかね。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 石河清議員の質問に答弁をいたします。

仮置き場の確保について、議員お質しのとおり今、その確保に向けているところでございますので、今のような質問内容を十分踏まえて、確保に向けて全力で進んでいく考えでありますので、どうぞご理解とまたご協力のほどをよろしくお願いを申し上げます、答弁いたします。

○議長（新関善三君） 石河清君。

○13番（石河 清君） ただいま答弁をもらったんですが、是非そのように実行に移してほしいと思います。私ちょっと漏れちゃったので、やはりこの二本松の場合はなんかですよ、二本松の場合、この借地料をちゃんときちんと出して協力してもらっているんですよね。当然これ田んぼ、畑の作付料にプラス謝礼も含んでなんぼ払っているんだいと言ったら、大体5万円ぐらいで、年間ですよ、借りているというふうなお話もございました。あとはやはり町民の皆さんが、自ら除染するんだと言う人もいますよね。そういう場合に、やはり是非町のほうではこれ無料で是非ブルーシートとか、土嚢袋ですか、必要なもの。そういうものをやはり無料で提供当然できると思うんだ、そんなに高いものではないのでね。だから、やっぱり各町民の皆さんが、いやおれの家できるだけ自分でやるからという場合は、やはり1年も2年も待ってられないという人あるからね。既にやっている人あるかもしれないけど、そういう人には、希望

者には、町の方では是非無料でブルーシートの2～3枚とか土嚢袋30や50袋くらいは私は無料で支給すべきではないかなというふうに、その辺ちょっと先ほど漏れたので、その辺の取組みを今後の対応を伺っておきたいと思います。

○議長（新関善三君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

地域の方々、またはいろんな方で自分のところで除染をされるというようなことでの対応についてのお質しではありますが、そのような形の対応できるような形で24年度も若干予算的には反映されるような形でお願いをしているところでありまして、そのようなことが出てくるのであれば、町のほうでも対応できるようにしていきたいと思っております。以上で答弁といたします。

○議長（新関善三君） 石河清君。

○13番（石河 清君） あとは今年は町長は、とにかく田んぼのほうの水稻については作付けするという方向で、それはそれで私は良いと思うんですが、やはり私質問したんですけれども、町のほうからもいろいろ同僚議員の答弁としては出ておるんですが、やはりこれタイムリミットがあるんですよね。ですので、土壌検査だって田植え前に調査しなかったらばできなくなっちゃうんですよね。ですので、それが本当にできるのかなと、やる気があるのかなというふうに私は思うんですよね。例えばの話ですよ。だから、米もたぶんみんなに最終的にはちょっと私聞いていなかったんだけど、700何戸の皆さんに米も何袋だか言ったら、みんな持ってきてくれたでしょう。だから、私はそのように今年作付けする農家当然分かるわけだからね、これから。作付けする農家の皆さんにですよ、離れたところ2か所作るんだったら、最低その人は私だったら私2か所のサンプルみたいに1キロずつあればいいだけだから、この土壌をやはり役場に持ってきておくか、農協にね、検査はいつへんにはできないわけだからどうせね。だから、田植え前に土壌をすべて検査するというならですよ、具体的にそういう段取りをしなかったらば、検査するからなどと言ったってできっこないし、今まで半年も1年もかけて何十か所くらいしかできなかったわけだからね。だから、これは今からそれ段取りしなければ私はだめだと思いますよ。農家の皆さんに、今年作付けする田んぼについて、あの土壌をサンプルで集めますので、持ってきてくださいというような段取りをきっちりやって、そして、田植えというふうな段取りにいかないと、結局いろんなデータ取るのにも、あともちろん米できたら米をしっかり測るとね、今度100ベクレルになるわけだから。そうすると、100ベクレル以内、もちろん町長も言っているけれども、100ベクレル以上になれば、当然、自分も食べられないわけだし、流通は絶対しないように町で責任を持って、きっちりこれは全量国のほうに買い上げさせる。以内だったらね、これ自分も食べてもいいしというふうになるでしょうが、やはりこれ後々来々、再来年にも向けたことで、今年やっぱりきっちりデータ取らないとだめだと思うので、とにかく作付けするところのデータ取るには、まず土壌検査をやって、あとはもちろん米も測る、何ベクレルあるか。その後、また土壌検査をやる必要があると思うんですよ。その辺をきっちり今年できれば、相

当かなりデータは揃うので、因果関係の分かるのではないかというふうに思うんです。今の段階では、土壌が高いからここに出たかというのと、そうばかりではないでしょう。だから、その辺の今年ちょっと大変だけれども、田植え前に農家の皆さんに協力してもらって、サンプルみたいな格好でね、1キロ以上、ビニールの手提げの袋でも何でも良いと思うんだ。1キロずつちょっと持ってきてくださいと。全部町の責任でそういうお願いをして、農協と連携をしながらですよ、そうしてやれば私はできるのかなというふうに思います。まず、最初その辺。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（佐藤賢助君） 石河議員の質問にご答弁いたします。

24年度で山木屋地区を除くすべてのほ場において、放射性セシウム濃度とそれから土壌の養分調査を計画しております。水田が先で畑が後になるかと思うんですが、除染対策事業前の土を採取して検査するというのを予定しております。議員ご指摘のとおり、防除対策事業前にすべての検査を終了させることはなかなか難しいと考えておりますけれども、その事業前を目標として検査をやっていきたいと思います。

それから、23年度米の50ベクレル以上の米の箇所につきましては、3月中に土壌調査をやることになっております。

○議長（新関善三君） 石河清君。

○13番（石河 清君） とにかく、ただいま私申し上げたような段取りをぶってやるしか私はないと思いますよ。だから、基本的に全筆やってもらえれば良い。だけれども、全筆なんていうのは、この資料見たら水田で9,400筆、畑で1,700筆ですよ。これは私は最初からできっこない。だから、作付けするところはみんな分かるんだから、農家は。やっぱりそれをきっちり、あと作付けしないところはその後取ったってできるんだから、調査は。あと畑については、早いもの、春まくやついろいろあるんだけど、去年の検査でもそんなには出ていない、去年の段階ではではだよ。400ベクレルだったからね。今度は100ベクレルになるから、やはり今度は測定器できっちり測らないとだめなんです。やはり畑については田んぼみたいに一斉に作付けするわけではないから、やはり作物やなんかによって、やはりどんどん畑の土も農家の皆さんに持ってきてもらって土壌調査もやるという方向で私はやるしかないのかなというふうに思うんです。あとね予算上では、いろいろ深耕したり、昔の鋤うないで反転耕とかやらないとかなんとかということも言っているんですけども、本町のうちらほうの田んぼでは、それは不可能なぐらいなんです。それは一部できる場所もあるが、例えばうちのほうの基盤整備したところだって、30センチも起こしたら石だらけになってしまう。石だらけになったんでは、とても作付け不能です。だから、やっぱり今、実際にうなっているのは15センチくらいなんです。20センチ以上ひっくり返したら石が出てきて、肥やし土中に入ってしまうんだから。だから、これはこの農家の現場から言うと、不可能、不可能ってやらない方が良いんですよ。だから、私はそれは無理なことで、上のほうでは言っているかもしれないけれども、それはちょっと考えものだなというふうに私は思います。

○議会事務局長（佐藤光正君） 残り時間あと５分です。

○１３番（石河 清君） ゼオライトももちろん、ただゼオライトだっても全部に使う必要私は当然ないと思いますよ。だから、この辺も基準をどのように考えているのかなと。例えば１００ベクレル以上のところは使った方が良くと思う。２１か所だっけか１００ベクレル以上。あと５０ベクレル以上も５９か所出ているから、この辺の農家の皆さんに重点的にやはり私は使ってもらおうようにするしかないんでないのかなというふうに私は思っているんだけど、どのように考えているの、これ。

○議長（新関善三君） 産業課長。

○産業課長（佐藤賢助君） ご答弁いたします。

効果的な吸着としてのゼオライトにつきましては、１ヘクタール当たり２トンというところがございます。一応考えておりますのは、１ヘクタール当たり、１反歩当たり２００キロということになります。標準的な一番効果のあるところは、そういうところだということになります。以上です。

○議長（新関善三君） 石河清君。

○１３番（石河 清君） あのですね、だから、それ１反歩当たり２００キロ施与するような方向で、そういう数字が出ておるんですけども、だから私は、やはりできれば１００ベクレル以上米測ったらば出ているわけだから、あとできれば５０ベクレル以上も５９か所、合わせても８０か所ぐらいだ。その８０戸の農家になるかどうか私は分からないですけども、そこぐらいに私は積極的にゼオライト使ってもらおうようにすればいいんでないかなと思いますよ、これ。因果関係分からないからあれだけでも、今、考えられるのはね。その辺答弁、即答だな。

○議長（新関善三君） 産業課長。的確に答弁してください。

○産業課長（佐藤賢助君） 確かに議員ご指摘のとおり、必要のないところは必要ないというふうなことがあるかと思えます。それはやはりほ場に合わせてという形になるかと思えます。以上で答弁いたします。

○議長（新関善三君） 石河清君。

○１３番（石河 清君） 是非そういう方向しか私はないと思いますよ、当面。ですので、ちょっと時間、最後のにかく、いずれにしろ食品検査器をやっぱり各地区の公民館に、住民の近くに置かないと、できればですよ、何というのかな今、性能の良いやつがどんどん出てくると思うんです。ですので、素人でもすぐ測られるような、今日、我が家の野菜とか朝持って行ってね、すぐに分かるような、できればそういう測定器を各地区公民館に早急に設置をして、今年は我が家の米でも野菜でも測って、ああ大丈夫だなというふうに、１００ベクレル以内にこれしなければならぬわけだから、測る以外にないですよ。測ってみなければ分からないんだから。そういうことで、これ早急にそういう対応をすべきだというふうに思うので、その辺の取組みと見通しについて町長、最後に。

○議長（新関善三君） 町長。

○町長（古川道郎君） 石河清議員の質問に答弁いたします。

今、質問にあります公民館に検査器を置いて早急に体制を取れというようなことでありますので、そのように先ほど答弁申し上げましたとおり、この体制をしっかりと取って、皆さんが身近なところで自分の作ったものを検査できる体制づくりをしていく考えでありますので、ひとつよろしく願いいたします。

以上で答弁いたします。

○13番（石河 清君） 以上で質問を終わります。

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） ここで全員協議会を開催いたしますので、暫時休議いたします。

全員第4研修室にお集まりください。

（午後1時59分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） 再開いたします。

（午後4時15分）

◇

◇

◇

○議長（新関善三君） お諮りいたします。

本日は、これをもって延会としたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） なお、明日15日は休会の予定でしたが、都合により本会議を午前10時から開催いたします。

今日は、これで散会とさせていただきます。

なお、明日10時からの予定は、議案第4号から議案第15号までの審議になります。ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（新関善三君） 異議なしと認めます。

よって、本日は、これをもって散会することに決定いたしました。ご苦労さんでした。

（午後4時14分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議 長 新 関 善 三

同 署名議員 菅 野 意 美 子

同 署名議員 菅 野 正 彦